

保護者各位

明治学院東村山高等学校
校長 大西 哲也

高等学校の授業料等軽減制度について

本校における授業料等の軽減制度につきまして、下記のとおり概要をお知らせいたします。

なお、2025 年度につきましては、国会の予算委員会において「令和 7 年度より私立学校について年収約 910 万の所得制限撤廃を行う」方針が示されています。

現時点で文部科学省および東京都から今後のスケジュールや手続き方法が示されていないため、詳細はお伝えできませんが、状況が整い次第、改めてご案内させていただきます。

1. 高等学校等就学支援金【文部科学省（学校申請）】 受給の順位 1 位

私立高等学校等就学支援金は、高等学校等に通われる生徒や保護者の方の授業料負担を軽減するための返済不要の助成制度です。就学支援金を受給するためには、在学を通じて就学支援金オンライン申請システム「e-Shien（イーシエン）」にて申請の手続きを行う必要があります。

2. 授業料軽減助成金【東京都】 ※東京都在住者のみ 受給の順位 2 位

就学支援金制度とは別に、東京都にお住まいの私立高等学校等に通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、授業料の一部を助成する制度です。

3. 明治学院東村山高等学校授業料等軽減制度【明治学院】

受給（授業料）の順位 3 位（申請された場合）

年度途中において生じた経済的理由により生徒の学業継続が困難となった場合に保護者の負担を軽減することを目的とする本校独自の軽減制度です。

主たる生計を支えている家族が、①死亡、②疾病・障害等による長期入院、③倒産・失業、④その他のいずれかに該当し、年度途中に収入の道が断たれるか、減収となった時に申請できます。

本軽減制度は、授業料及び施設費・教育維持費が軽減対象となります。

軽減金額： 当該年度の授業料等（授業料・施設費・教育維持費）合計額の半額を上限とする。
年度途中においては、対象月以降の授業料等の半額を上限とする。

申請時期： 毎年 6 月（5 月に全校生徒へ BLEND にて配信）

（裏面に続く）

支給方法： 高等学校等就学支援金・授業料軽減助成金の交付額決定後に、軽減金額を決定し学費口座へ振込みます。

※ 高等学校等就学支援金・授業料軽減助成金（東京都在住者のみ）の申請対象者は、それぞれの申請を行ってください。本制度は高等学校等就学支援金とは対象基準が異なりますので、必要に応じて申請頂きますようお願いいたします。

(参考)

授業料以外の教育費への助成について

奨学給付金・育英資金【東京都】（他県にも制度あり）

奨学給付金は、私立高等学校等に通う生徒の保護者の方の授業料以外の教育費負担を東京都が軽減する制度です。

育英資金は、勉学意欲がありながら経済的理由で学校に通うことが難しい生徒本人に、東京都が奨学金を無利子でお貸しする制度です。

申請方法： 奨学給付金は、「２．授業料軽減助成金」と同時申請が可能です。

育英資金については、東京都私学財団のHPをご確認の上、学校へ申請して下さい。

他県在住者は、下記問い合わせ先にご確認ください。

埼玉県在住者・・「埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金事業」学事課
048-830-2725

神奈川県在住者・「助成グループ（就学支援金・学費補助担当）」
045-210-3793

各授業料軽減制度のお知らせは、全校生徒・保護者へ BLEND にて配信し、本校ホームページの在校生・保護者の方ページにも掲載いたします。各申請書類については、提出期限を厳守の上、忘れずにご提出頂きますようお願いいたします。

なお、複数の制度を申請された場合には下記１→３の順に優先順位があり、年間授業料を超えないように各支給額について、調整させて頂く場合があります。

また、必要に応じて生徒本人・保護者へ個別に事務室よりご連絡する場合がございますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

<問い合わせ先>

明治学院東村山高等学校 事務室 担当 天野・宮内 042-391-2142